

ラオス国立司法研修所と法務総合研究所との間の共同セミナー開始

国際協力部教官

伊藤 浩之

1. はじめに

令和元年（2019年）10月24日及び25日の2日間、ラオスの首都ビエンチャンにある国立司法研修所（National Institute of Justice, 以下「NIJ」という。）において、NIJと法務総合研究所（以下「法総研」という。）の共催による初めての共同セミナーを実施した。NIJと法総研は、平成30年12月6日、法・司法分野の研修、人材育成等において協力することを目的とした協力覚書（Memorandum of Cooperation, 以下「MOC」という。）に署名・交換した。その後、両機関の間で、具体的な協力内容や方法を検討したところ、NIJ側から、2017年に改正（2018年施行）されたラオス刑法典に関するトピックを取り上げて、日本の法制度との比較研究を行い、将来的にNIJでの講義や教材作成に生かしたいとの要望が寄せられたことから、今回、刑法をテーマにした2日間の共同セミナー「日・ラオス刑法比較ローフォーラム」を実施した。なお、本セミナー実施に当たっては、JICA法の支配発展促進プロジェクトからのサポートをいただいた。

2. NIJの概要

NIJは、従前の司法省傘下の①法律高等専門学校（ローカレッジ）と②司法省職員の研修機関（法司法研修所）を統合するとともに、新たに、③将来、裁判官、検事、弁護士になる候補者に対する一元的修習を行う司法修習機関としての機能も併せ持つ組織として、2015年に設立された教育・研修機関である。組織図によると、所長、副所長（4名）のほか、約90名の職員が所属している。

NIJについては、ICD NEWS 72号（2017年9月号）「ラオスの法曹養成制度改革」（須田大・75ページ以下）を併せて参照いただきたい。



(NIJの外観)

3. MOCの締結

JICAプロジェクトでは、2014年7月に開始した「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」において、教育及び研修の改善に取り組むサブワーキンググループ（以下、「教育・研修改善SWG」という。）を新たに設け、ラオスの法学教育・研修の各過程（大学教育、法曹養成研修、継続的実務研修）がプロセスとして役割分担及び連携し、効果的な人材育成ができるように支援を行ってきた。2018年7月からの「法の支配発展促進プロジェクト」においても教育・研修改善SWGの活動は継続している。こうした活動にはNIJからもメンバーが参加し、プロジェクトによる成果をNIJで活用する取組も行われてきた。

その一方で、NIJが教育・研修を担う分野は幅広く、それらをカバーする十分な教材がない上、そもそも、ラオス法に関して、法学教育や修習を行う十分な知見が蓄えられているとは言いがたい現状がある。

こうした中で、かねてラオス司法省及びNIJからは、NIJと法総研との間でMOCを締結し、より密接な協力関係を構築したいとの要望が寄せられていた。法総研においても、MOC等を通じた相手国機関との協力関係の強化は、司法外交の推進に適うものであるとともに、今後の法整備支援を考える際、相手国機関との間で、より対等な関係での協力を発展させることは意義があることから、かかる要望に応えることとし、MOCの締結に向けた協議を行った上、昨年12月6日、東京の法務省において、ラオス司法省ブンサワット・ブッパ副大臣、NIJブンター・ソーパープミサイ所長、法総研佐久間達哉所長（当時）ら出席の下、MOCの署名・交換式を実施した。今回の共同セミナーは、このMOCに基づく協力の一環として行われたものである。

4. 共同セミナーについて

(1) 概要

MOC締結の前後を通じて、具体的な協力内容についてNIJ側と協議を重ねてきたが、上記のとおり、ラオスで改正されて間もない刑法をテーマとすることがラオス側の希望であった。その中でも、特に、①刑法の沿革、改正経緯、②法人処罰規定、③人身売買、④ひったくり事案や詐欺事案を処罰する財産罪規定に関する比較研究がラオス側の関心事項であったことから、これらを取り上げることにした。

なお、ラオスにおいては、いわゆる刑法総論に関する解説書はあるものの、刑法各論部分を体系的に解説したものではなく、NIJにおいても刑法の教材を作成したいと考えている。

今回の2日間の共同セミナーの日程、参加者等概要は以下のとおりである。

日程：10月24日（木）～25日（金）各終日

場所：NIJ大会議室（24日午前）、小会議室（24日午後、25日）

参加者：ヴィエンペットNIJ副所長ほか職員及び学生（以上、NIJ）、JICAプロジェクト刑事法サブワーキンググループメンバー、伊藤淳長期専門家、

現地スタッフ（以上，JICAプロジェクト），ICD部長森永太郎，教官前田佳行，国際専門官執行優里，小職（以上，ICD）等。合計で，1日目は，約100名，2日目は，約60名が参加。

アジェンダ：24日午前	開会 ラオス刑法典の歴史，法人処罰 日本の刑法の歴史，法人処罰
午後	ラオス刑法典における人身売買，詐欺，強奪（snatching） 罪等
25日午前	日本における人身取引，財産罪の種類・構成要件（窃盗，強盗，詐欺等） 日本における教材等各種法律関係書籍の紹介
午後	質疑応答・意見交換（両日通じて適宜実施） 閉会



（N I J 大会議室での開会）

（2）具体的な内容について

以下，ラオス側又は日本側から発表がなされ，あるいは質疑応答・意見交換で取り上げられた内容の一部を紹介するとともに，ラオスの刑法改正等を踏まえた考察を紹介する。もとより，本稿における意見は，個人的見解である。

ア 刑法の歴史

まず，ラオス側から，ラオス刑法の変遷の紹介がなされた。主な経緯としては，1989年に刑法が制定された後，2001年改正刑法，2005年改正刑法を経て，現在の2017年改正刑法¹に至っており，各刑法の構成について紹介があった。2017年改正刑法の構成は，以下のとおり。

¹ ラオス語で，法律は「コトマーイ」，法典は，「パムワンコトマーイ」であるところ，従来「コトマーイ」であった刑法は，2017年改正で，「パムワンコトマーイ」となったことから，ラオスでは，初の刑法典とされている。

第1編 総則

第1章 一般規定

第2章 刑法の適用範囲

第3章 犯罪及び犯罪人

第4章 刑事の公訴時効及び刑事上の責任からの除外事由

第5章 刑罰

第6章 量刑

第7章 裁判所の措置

第8章 少年犯罪

第9章 法人による犯罪

第10章 刑の適用除外事由，自由剥奪刑の服役停止及び条件付期間前の釈放

第11章 刑事罰の前科記録からの抹消

第2編 各論

第1章 国家安全に反する罪

第2章 社会の安全及び社会秩序に関する罪

第3章 人命，健康及び名誉に対する犯罪

第4章 人民の権利及び自由に対する犯罪

第5章 所有権に対する犯罪

第6章 婚姻関係，家族関係及び慣習に対する犯罪

第7章 経済の管理体制に対する犯罪

第8章 麻薬に関する犯罪

第9章 天然資源及び環境に関する犯罪

第10章 汚職行為

第11章 責務に関する犯罪

第12章 行政の規制及び司法に対する犯罪

第13章 軍事犯罪

第3編 最終規定

(以上)

ラオス刑法の特徴は，社会主義の下で制定された法律であることから，ベトナムなどと同様，社会防衛を重視したものとなっている。また，日本のように刑法以外に多くの特別法において犯罪及び刑罰が規定されている形ではなく，基本的に，刑法典に統一して規定されているスタイルである。そのためか，2005年改正時には179条であった条文が，2017年改正刑法では，425条になっている。

もっとも，2005年改正刑法までは，第4章「国家又は団体の財産に対する犯罪」と第5章「個人的財産に対する犯罪」などとして，窃盗や詐欺，横領などの行為であっても，客体が国家財産か個人財産かで犯罪類型を分けていたものの，2017年改正刑法では，このような客体による区別はなくなっている（但し，後述す

るように、公務員等一定の立場の者が行う国家財産等の詐欺、横領等を汚職行為として規定している。)。しかしながら、改正の理由、背景についての説明ではなく、NIJ側も把握していないようであり、そうした状態で、新たに追加された規定や改正された規定をどう考えるかについて、検討したい点として取り上げていた。

一方、日本側からは、森永部長が、日本の刑法の沿革を説明する中で、いわゆる刑法理論である刑罰の本質（応報刑，一般予防，特別予防）や日本がドイツ法等の影響を受けたこと及びそれによる刑法の特徴等を紹介した。



(森永部長による講義)

イ 法人処罰

2017年改正刑法で新たに追加された規定の一つが、「第9章 法人による犯罪」（88条～96条）である。新設されたラオスの法人犯罪，処罰に関する主な規定は以下のようなものである。

88条：（法人による犯罪）

法人による犯罪は，組織又は法人の代表による犯罪行為である。

89条：（法人の刑事責任）

1項 法人は，次の場合において自らの犯罪行為に対して刑事責任を負う。

- ①当該犯罪行為が法人として行われたこと
- ②当該犯罪行為が法人の利益のために行われたこと
- ③当該犯罪行為が法人自らの指揮，管理及び決議の下で行われたこと

2項 法人の刑事責任は，その法人の中で犯罪行為をなした個人の刑事責任の免除につながる事由にはならない。

90条：（法人への量刑）

1項 法人に科す刑は，主刑として罰金刑である。

2項 法人に科す罰金刑は，個人に科す罰金刑の2倍である。

3項 法人について罰金刑を科すほか，裁判所は，事業停止，特定事業の営業禁止，資金調達禁止，小切手又はクレジットカードの使用禁止，物品の没収

又は原状回復等を命じることがある。

これらの規定の具体的に意味することや法人処罰の理論は、明らかになってはいない。しかし、日本では、事業者を処罰する両罰規定を設け、法人の犯罪能力は否定する立場が通説であるのに対し、ラオスでは、法人の犯罪能力を肯定しているように思われる。また、法人の犯罪が認められる犯罪類型が個別具体的に定められているわけではなく、法文上は、上記要件に該当すれば、いかなる犯罪でも法人犯罪として成立しうるように思われる。

さらに、ラオス側自身が、疑問点として上げていたのが、89条第1項の3要件(①～③)は、3つの要件が揃っていて法人犯罪が成立するのか、あるいは、これらのうち1つでもあれば成立するのか、という点である。この and なのか or なのかという問題は、ラオス法を理解する上でよく生じる問題であるが、こうした基本的な点についての情報も不足している。これら各要件の意味及び関係性を明らかにしていく必要がある。

加えて、ラオス刑法は、44条で刑の種類を定めている²が、ライセンスの取消は明記されているものの(57条にも規定がある)、事業停止、特定事業の営業禁止、資金調達禁止、小切手又はクレジットカードの使用禁止については、刑の種類として明記しているわけではない。この点も、気になるところである。

ウ 人身売買

人身売買に関して、2017年改正刑法では、以下のような規定がある。

213条：(人の売買)

1項 人を売った者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び3000万から7000万キープの罰金が科せられるものとする。

2項 (略)

3項 その買い手も同じ罪で処罰される。

4項 未遂処罰規定

215条：(人身売買)

1項 人身売買とは、他人を強制労働、性的搾取、奴隷、売春させる行為、強制売春、人身の臓器を摘出して販売するその他法律及び国家の善良な文化に反する行為又は利益を生み出すその他の目的で、勧誘、紹介、詐欺、贈賄、利益提案、教唆、威力の使用、強制、脅迫、債務による束縛、児童の偽装扶養、偽装養子、偽装婚約、偽装結婚、妊娠させる、乞食及びポルノの撮影、制作、頒布その他の方法により、国内又は国境を越えて人の募集、誘

² 44条は、刑の種類として、主刑(公的批判、罰金刑、自由剥奪のない再教育、国外追放、有期自由剥奪刑、終身刑、死刑)、付加刑(罰金、財産の没収、物品の没収、選挙権・被選挙権の停止、自宅軟禁、国外追放、原状回復、ライセンスの取消等)及び選択刑(公共のための労働提供、行動範囲の制限)を定める。

拐、移動、移転又は引き渡す、受領すること、居場所又は蔵匿場所を提供することをいう。

2項 人身売買の犯罪を行った者は、次の場合に応じて処罰される。

- ① 募集、誘拐の行為の場合、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。
- ② 移動、移転又は引き渡す行為の場合、5年から12年の自由剥奪刑及び1000万から7000万キープの罰金刑が科せられるものとする。
- ③ 国内又は国境を越えて人の受取、居場所又は蔵匿場所を提供する行為の場合、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

3項～6項 (略)

7項 予備及び未遂処罰規定

これら両規定について、ラオス側発表者は、日本的に言うとは保護法益や、客観的・主観的構成要件等に分類して、比較していた。もともと、その違いは、一方は、行為が「人を売ること」であり、他方は、215条1項に書かれていることが構成要件になっているということにとどまり、それ以上の説明や、両規定の適用範囲及び関係性についての言及まではなかった。

なお、2005年改正刑法との比較をすると、同刑法では、「第3章 人民の権利及び自由に対する罪」の中に

100条：(人間の売買及び誘拐)

身代金、売却その他の目的で人間の売買及び誘拐に従事する者に対し、5年から15年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

という規定があったとともに(なお、未遂犯処罰規定はなかった。),「第6章 婚姻関係及び家族関係に対する違反並びに慣習違反」の中に、134条「人身売買」として、2017年改正刑法215条に比較的近い規定が設けられていた(簡潔な規定であるとともに、予備罪の処罰規定はなかった。)。そして、2017年改正刑法では、「第4章 人民の権利及び自由に対する犯罪」の中に、共に規定されている。

2017年改正刑法215条については、いわゆる人身取引議定書³を踏まえて、一定の目的・手段・行為を対象に規定したものと思われるが、一方で、213条において、非常にシンプルな形で人の売買を処罰する規定を別途残した趣旨、それぞれの適用範囲や関係性は、説明がなく明らかではない。

この点、今回のセミナーでは、「人を売った」ということの意味、特に、実行の着手時期及び既遂時期をどう考えるか、という観点から議論を深めた。人身売買に

³ 国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書

関わる売り手・買い手の間での交渉や合意、金銭の授受、人の引渡等が行われる中で、それぞれどのように考えるべきであろうか。具体的な例を想定しながら、ラオス側の意見を聞くと、様々であり、特に、既遂時期については、人の引渡をもって、という考え以外に、売買の合意や代金の支払いがあれば既遂という意見もあった。重要なのは、実行の着手時期、既遂時期のメルクマールをどのように考えるか、そして、保護法益をどのように考えるか、という点であるが、こうした根拠の考え方がまだ弱いように思われ、セミナーでは、この点についての考え方を強調した。

エ 詐欺罪

財産罪に関しては、まず、詐欺罪に関して検討したが、ラオスでは、上記のとおり、いわゆる財産罪としての詐欺罪（233条）のほか、第10章「汚職行為」の中に、公務員等の地位を利用しての詐欺的手段による国家財産等への侵害行為を処罰する規定（356条）があり、日本の場合について関心があったものの、この点は、日本と比較し、ラオスの特徴的な規定といえよう。

なお、この356条の規定は、詐欺の行為としては、233条とさほど変わらないと思われるが、主体が、公務員等であり、客体が国家財産等に限定されていることにより、汚職犯罪としての側面も加わり、より重く処罰するものと思われる。もっとも、その刑罰は、損害額に応じて11段階に分けられており、損害額が多ければ比較的重い自由剥奪刑が規定されているものの、併科される罰金額は、損害額の1パーセントであり、バランスに疑問がある（356条で最も重いカテゴリーが、損害額20億キープないしそれ以上であり、終身刑であるが、20億キープの損害の罰金は2000万キープ⁴である。233条は、自由剥奪刑は、3か月から3年までであるが、罰金は、500万から2000万キープである。）。

オ 窃盗罪、強盗罪

そして、財産罪に関してもう一つ比較検討したのが、ひったくり事案を中心とした窃盗罪、強盗罪の関係である。この点、日本では、単純なひったくりは、窃盗罪が成立するものの、被害者を転倒させて引きずるなどの反抗を抑圧するに足りる程度の暴行が加えられた場合、強盗罪も成立しうる。一方、ラオスの場合、窃盗罪（231条）、強盗罪（230条）のほかに、強奪罪（232条）とでも訳す犯罪類型（snatching、かつぱらい、ひったくりに相当か。）が設けられている。

これも改正による変化を見てみると、2005年刑法では、

119条：（個人的財産の窃盗及び強奪）

1項 他人の財産をその他人が知らないうちに領得する者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑、非拘禁再教育及び10万から300万キープの罰金が科されるものとする。

2項 他人の財産を強奪により領得する者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑

⁴ およそ25万円

及び15万から500万キープの罰金が科されるものとする。
とされていたが、2017年改正刑法では、これらがそれぞれ別の条文に分かれ、かつ、窃盗の規定から、「他人が知らないうちに」という文言がなくなっている。すなわち、

231条：(窃盗)

1項 他人の財産を不正に領得する者に対し、3か月から3年までの自由剥奪刑又は非拘禁再教育及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

と規定されている(なお、232条強奪罪は、法定刑を上げたものの、行為の規定の仕方は同じである。)

このようにラオスにおいて、ひったくりは、232条強奪罪が成立するようである。しかし、「強奪」とはどのような意味であり、また、窃盗の「不正に領得する」とは何を意味し、どのような関係にあるのか、については明確ではない。有形力の行使の有無という考え方も成り立ちそうであるが、ラオス側の説明を聞く限り、従前のように、被害者の面前かどうかによる違い、という概念が未だ残っているようにも思われる。また、ひったくりにも様々な態様があり、暴力的行為を伴うケースもあるところ、強盗罪の成否、強盗罪と強奪罪の関係について、今後議論をしたい。

特に、ラオスの強盗罪(230条)については、同じ財産罪でも、窃盗罪や強奪罪とやや異なる規定の仕方をしている。すなわち、

230条：(強盗)

1項 財産を自分の物にする目的で、他人に暴力的に攻撃する又は他人の生命又は健康に直接的な脅威を行使する者に対し、4年から8年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

となっており、この点は、森永部長がセミナーにおいてラオス側に指摘していた点であるが、日本とラオスとで、その規定の仕方に特徴的な違いを見ることができる。すなわち、日本は、あくまで基本は財産罪であり、財産の取得(又は財産上の利益の移転)が既遂時期であるが、ラオスの規定は、財産領得を目的とした暴行等の行為を処罰する規定の仕方であり、より生命・身体に対する危険の面を強調した規定に思われる。

最後に、財産罪の検討を行った際、ラオス側から質問があり、意見交換をした内容として、「電気の窃盗は、窃盗罪になるかどうか。また、隣家との間の壁に穴を開けるなどして、隣家のエアコンによる冷気を自分の家に取り込んだ場合、窃盗罪が成立するかどうか。」という質問があった。

さあ、ラオス側ではどのように考えるのであろうか? 興味があり、まずは、ラオス側に意見を聞いてみた。質問者は、電気については、窃盗罪の客体ではない、よって、成立しない、という意見であった(客体の財産を基本的に有体物と考えていると思われる。)。この点は、日本の議論の経緯や、法改正について紹介した。そ

の上で、冷氣についてはどう考えるか？ ラオス側の意見は、窃盗罪は成立しないという意見が多かったと思われるが、その根拠は、あまりはっきりしなかった。ちなみに、こうした問題を検討するとき、民事の問題である、などとして議論を避けてしまう傾向もある。そもそも、窃盗罪の客体として、有体物と考えるかどうか、財産的価値の有無をどう考えるか、といった解釈の問題があるとともに、この場合の客体は、空気なのか、冷たさなのか、といった観点からの検討も必要であり、まさに、学生に向けた素材としても面白い問題と思われる。



(小会議室でのセッション)

5. おわりに

これまでJICAプロジェクトにおいて、刑事訴訟法は活動の対象法令としており、その関係で、刑法についても検討が及ぶことはあった。しかし、改めて刑法を正面から取り上げ、日本・ラオス双方が、それぞれの刑法の紹介をした上で、具体的な規定を前提としながら、刑法を理解する上で不可欠な点や、法的な考え方を意識しつつ、ときに時間をかけて議論できたことは、大変有意義であった。ラオスにおける刑法に関する理解、教育等の現状を把握する上でも、大変貴重な機会であった。ラオス側からも、今回の共同セミナーは大変好評であり、早速、次回開催の要望が出されている。

一方で、今回は、主に、ラオス側の関心事項や質問に沿って意見交換を行うことが多く、ラオス法に関する様々な疑問をこちらから提起して議論する時間は十分ではなかった。これらの疑問点については、是非、次回までにラオス側でも検討してもらい、議論を継続したいと考えている。そして、今回のセミナーを生かして、ラオス側がラオス法をより深く研究し、どのように学生らに教えたらいいかを考えることにつながるよう、引き続き、協力していく予定である。



(参加したN I J 講師らとの記念撮影)



(参加したN I J 学生らとの記念撮影)